

第三章 入會及び退會

「入會人」 「退會人」

「退會費」 「退會金」 「退會料」 「退會料」

要する事業を以て

第六條 本組合ハ前條ノ目的ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第七條 本組合ハ本組合ノ組織ニ於テ本組合ノ手続ノ實現ニ關シ

第八條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第九條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第十條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第十一條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第十二條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第十三條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

第十四條 本組合ハ本組合ノ組織ニ對シテ必要ナル事項ヲ爲シ且テ其目的ヲ以テ

財團法人協同會大阪支所

第七條 本組合員タラントスル者ハ規定ノ様式ニ從ヒ入會金及一

ヶ月分以上ノ組合費ヲ納メ本部又ハ最寄支部へ申込ムベ

シ

第八條 セメント従業員ハ何人タリトモ自由ニ本組合ニ加入スル

事ヲ得

第四章 權利及義務

第九條 本組合員ハ第六條ニ規定スル諸事業ノ特典ヲ受クルノ權

利ヲ有ス

第十條 本組合員ハ規定ノ會費ヲ前納シ本組合ノ規約及決議ヲ尊

重シ之ヲ遵守スルノ義務ヲ有ス

第十一條 本組合員ニシテ本組合ノ規約及決議ニ違反シ又ハ三ヶ

月以上組合費ヲ滞納シタル者ハ除名又ハ退會ヲ勸告ス

ルコトアルベシ

第五章 附則